

策定の背景

1.PPP/PFIとは

(1)PPP…Public Private Partnership

公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの

(2)PFI…Private Finance Initiative

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法(PPPの一類型)

2.国のPPP/PFI拡大に向けた動き

(1)「経済財政運営と改革の基本方針2015」閣議決定 (H27.6)

「PPP/PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI手法について、地域実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要」

(2)民間資金等活用事業推進会議 (H27.12)

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を決定
⇒ これを受け、人口20万人以上の方公共団体において、平成28年度末までに優先的検討規程を策定するよう国から地方公共団体に対し要請

3.本市における主なPPP/PFIの導入状況

(1)PFI事業

(導入済) 津守下水処理場消化ガス発電整備事業
平野下水処理場汚泥固形燃料化事業

(導入手続中) 海老江下水処理場改築更新事業
天保山客船ターミナル整備等事業

(検討中) 新美術館の運営 など

(2)指定管理者制度

・導入施設:362施設 (H28.5現在)

4.本市における優先的検討規程策定の必要性

(1) 国の要請に基づく一層の普及促進

- ・PPP/PFI手法と従来型手法との比較検討を客観的な基準により実施
- ・比較検討の結果、PPP/PFI手法導入に適しないとした場合は、その評価内容を公表

(2)本市の課題

- ・各所属において、PPP/PFI手法について積極的に検討する仕組みが確立されていない。
- ・PPP/PFI導入に対する職員の意識が高いとはいえない。

⇒ これらを踏まえ、本市におけるPPP/PFIのさらなる拡大をめざし、優先的検討規程を策定

- ・事業手法について積極的に検討するプロセスの確立
- ・評価内容公表により施策プロセスのより一層の透明化
- ・PPP/PFI手法に対する職員の意識の向上、理解の促進

優先的検討規程の内容

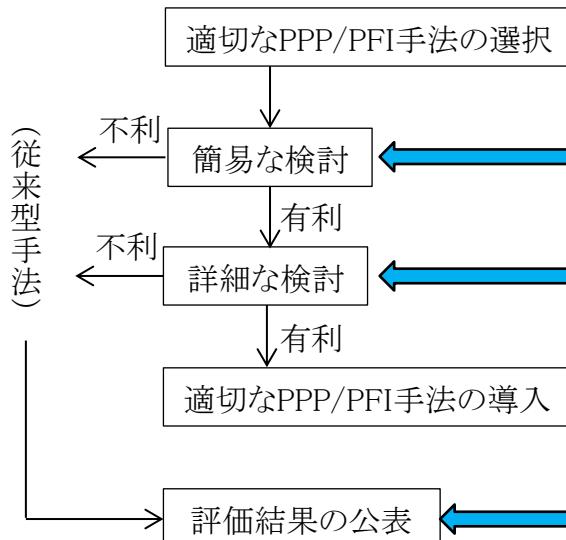
1.目的【第1条】

官民の最適な役割分担のもと、民間活力の活用により、効率的かつ効果的に公共施設等を整備するとともに、良質なサービスの提供を行うため、多様なPPP/PFI手法を導入するための優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めること

2.対象とするPPP/PFI手法【第3条】

- ・公共施設等運営権(コンセッション)方式、指定管理者制度、包括的民間委託 など
- ・PFI(BTO方式(Build【建設】-Transfer【移転】- Operate【管理・運営】)等) など

4.優先的検討の主な流れ【第6・7条】



3.対象とする事業【第4条】※(1)かつ(2)を満たす事業

- (1) 民間資金・能力活用基準(以下のいずれか)
 - ・建築物又はプラントの整備等に関するもの
 - ・利用料金の徴収を行うもの
 - ・民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められるもの
- (2) 事業費基準(以下のいずれか)
 - ・事業費の総額が10億円以上のもの
(建設、製造又は改修を含むものに限る)
 - ・単年度の事業費が1億円以上のもの
(運営のみを行うものに限る)

簡易な検討

定性評価(市民サービスの向上可能性の有無、民間事業者の創意工夫の活用可能性の有無など)及び定量評価(費用総額の比較)により、PPP/PFI手法導入の適否を検討
(外部コンサルタント等を活用せず、職員自ら検討を行うことを想定)

詳細な検討

簡易な検討によりPPP/PFI手法の導入が適すると評価した事業を対象として、専門的な外部コンサルタントの活用などにより詳細な検討を実施

PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合は、導入しないこととした旨及び評価結果を公表